

労務 ROAD

健康診断で異常の所見があると診断された場合は？

秋のこの時期に定期健康診断を実施される事業主様も多いかと思いますが、実地後に適切な措置はとれていますか？一定の検査項目に異常の所見があると診断された場合は、医師の意見聴取をする必要があります。

※労働者数 50 人未満で産業医の選任義務のない小規模事業場においては、無料で地域産業保健センターを活用し、医師の意見を聴取することができます。

【健康診断の結果についての医師等からの意見聴取の結果】

就業区分		就業上の措置
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよい	—
就業制限	勤務に制限を加える必要がある	勤務による不可を軽減するため、労働時間の削減、時間外労働の制限、作業の転換、就業場所の変更など
要休業	勤務を休む必要がある	療養のために、休暇、休職などにより一定期間勤務させないようにする

健康診断は実施するだけでなく、必要に応じて医師などの意見を勘案し、適切な措置を講じなければなりません。

【厚生労働省 より】

労働保険とは？

労働保険についてなんとなく理解しているつもりになっていませんか？

Q & A 方式でおさらいしてみましょう！

Q 労働保険とは

A 労災保険と雇用保険を総称したものであり、正社員、アルバイトに変わらず、労働者を 1 人でも雇っている事業主は加入義務があります。

労災保険とは…労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、被災労働者やご遺族を保護するための給付などを行っております。

雇用保険とは…労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合などに、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っております。

Q 労働保険は誰が負担しますか？

A 労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担になります。

Q 加入手続きを怠っているとどうなりますか？

- A
- 1 遡って保険料を徴収され、追徴金も徴収されてしまいます。
 - 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部または一部を徴収されます。
 - 3 事業主のための助成金が受給できなくなる可能性があります。

【厚生労働省 より】

VOL.667
(1910—04)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！



助成金チームは、助成金に関する新しい情報をキャッチし、顧問先様に有効活用していただけるようご提案することを目的としています。昨今は、勤務時間の短縮等、働き方改革に繋がる助成金が注目されております。その他にも、研修に関するもの等多様な助成金があります。顧問先様のニーズに合った助成金のご提案を行い、労働環境の向上の一助になればと考えております。(山本)

10月 労務スケジュール

- ・最低賃金の改定
- ・標準報酬月額額の定時決定の反映(翌月控除の場合)
- ・増税による通勤手当変更
- ・全国労働衛生週間
- ・高年齢者雇用支援月間
- ・有給休暇取得促進期間